ケアハウス田園 利用料金表

(介護予防・特定施設入居者生活介護利用者分)

(単位:円)

階層	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	施設利用料	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	48,764	14,000	19,000	91,764
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000	48,764	14,000	19,000	94,764
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000	48,764	14,000	19,000	97,764
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000	48,764	14,000	19,000	100,764
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000	48,764	14,000	19,000	103,764
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000	48,764	14,000	19,000	106,764
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000	48,764	14,000	19,000	111,764
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000	48,764	14,000	19,000	116,764
9	2,200,001 円以上	38,600	48,764	14,000	19,000	120,364

■ケアハウス田園の利用料について

ケアハウス田園利用料規程に基づき、利用者の施設利用に要する費用をご負担頂きます。その内訳は、生活費、事務費、管理費、施設利用料、冬季暖房費(冬季のみ)となります。その他、利用者の居室における電気の使用料、電話の使用料、寝具・カーテンレンタル料(希望者)、特別なサービスに要する費用の実費相当分は利用者の負担となります。なお、11月から翌年3月までの期間は冬季暖房費が**月額2,100円**加算されます。

- ・この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、 社会保険料、医療費、在宅福祉サービス利用者負担分、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担 分等の必要経費を控除した後の収入をいう。 ※対象収入は毎年3月頃に、前年分の収入申告書等により決定します。
- ・ 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表より求めた額とする。
- 生活費、及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更致します。
- ・ 夫婦等で入居する場合については、2人の収入及び必要経費を合算した額の2分の1の額をそれぞれの対象収入とする。 その額が1,500,000円以下である場合は、上記表の額から30%を減じた額をそれぞれの事務費(月額)とする。 この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

管理費

入居時の一括方式 ・・・・・ なし 毎月払い(分割方式)・・・・・ 14,000円

一時入居金等は不要です。

■その他、上記利用料以外に必要な、利用料・使用料

① (介護予防)特定施設入居者生活介護をご利用される方は、介護保険法に基づく介護認定を受け、その要介護度に 応じた利用者負担分(1割から3割)が自己負担となります。

(例: 月30日・1割自己負担の目安 ※サービス提供体制加算Ⅲ、夜間看護体制加算Ⅱ(予防除く)、処遇改善加算Ⅲを含む) 要支援1 6,463円 要支援2 10,909円 ※小数点、及び日数により前後します。

要介護1 19,049円 要介護2 21,340円 要介護3 23,734円 要介護4 25,958円 要介護5 28,317円

- ② 電気料金 ・・・・・ 各個室の使用した電気代は自己負担(個別メーターにより検針致します)
- ③ 水道料金 ・・・・・ 月額1,000円 居室における水道料金(一律) ※令和5年5月1日より適用
- ④ 電話 ・・・・・ 各個室の使用した電話代は自己負担
- ⑤ 寝具・カーテン・・・・・ 月額2,000円 ※ベッドの使用料は無料です。

(希望者のみ) ※シーツ交換につきましては、ご自身か訪問介護サービスをご利用の上、交換して下さい。 (レンタルには、ベッドの他、布団類一式(シーツ付)・カーテンが含まれております。)

- ⑥ おむつ・パット類・・・ ご使用された場合は、自己負担となります。
- ⑦ その他 ・・・・・ ご本人の小遣い、医療費、日常生活消耗品など。その他、レクリエーションや年間行事などで、 自己負担等を頂く場合がござがございます。